

第 1 1 章 廃棄物

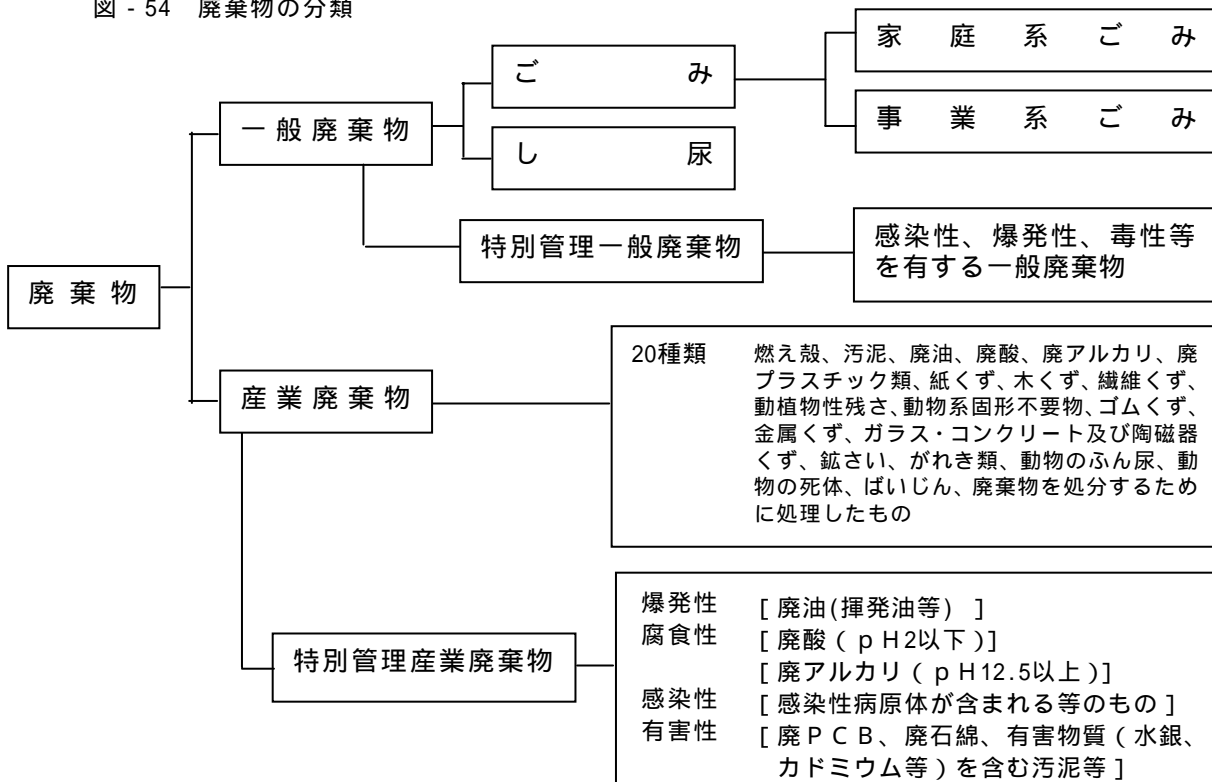
第1節 廃棄物の種類と定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）により、廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに区分される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚泥、廃プラスチック類、がれき類、廃油、廃酸等の固形状又は液状のもので20種類に分類されている。

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類される。

なお、廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物として、普通の廃棄物と区別している。（図 - 54）

図 - 54 廃棄物の分類



第2節 一般廃棄物

1 現 状

(1) 廃棄物の排出及び処理状況

一般廃棄物の処理計画を定め、ごみ及びし尿を収集、運搬及び処分する業務を行っている。

ア ごみ

平成22年度のごみ発生量は170,848^トである。

処理内容は、焼却が146,362^ト、市民の協力を得た分別収集の実施による資源化再利用が21,419^トとなっている。この資源化再利用の量はクリーンセンター及び資源リサイクルセンター内で資源化された量に紙類・衣類の日及び資源集団回収運動の回収量を含んだものである。(表 - 127)

表-127 ごみ発生量及び処理状況の経年変化 (単位 ト)

年度	ごみ発生量				ごみ処理量		
	クリーンセンター搬入	紙類・衣類の日回収量	資源集団回収運動回収量	計	焼却	直接埋立	資源化再利用
12	183,165	9,504	11,619	204,288	173,825	138	27,105
13	181,235	10,275	12,094	203,604	177,571	309	27,838
14	175,362	10,216	12,529	198,107	171,243	129	27,746
15	177,819	9,482	12,362	199,663	171,802	199	26,859
16	176,665	9,075	12,718	198,458	167,216	239	27,172
17	175,425	11,700	12,127	199,252	172,247	194	29,279
18	177,520	11,684	11,856	201,060	164,371	173	28,550
19	171,686	11,256	11,288	194,230	159,768	89	27,344
20	166,174	9,557	10,235	185,966	156,312	76	24,307
21	159,904	8,588	9,654	178,146	150,816	77	22,323
22	153,102	8,102	9,644	170,848	146,362	0	21,419

イ し尿

平成22年度に排出されたし尿(浄化槽汚泥を含む。)は、5,428^kであるが、公共下水道の進ちょくに伴い、年々、し尿汲取世帯数及びし尿収集量は減少している。

また、平成22年1月に処理方法が乾燥処理(乾燥させ焼却)から下水処理施設への投入処理に移行している。(表 - 128)

表 - 128 し尿処理状況の経年変化 (単位 k)

年度	区分	搬入量			処理量
		し尿	浄化槽汚泥	計	
17		1,652	4,824	6,476	6,571
18		1,670	4,971	6,641	6,928
19		1,520	4,498	6,018	6,277
20		1,316	4,507	5,823	6,100
21		1,089	4,315	5,404	5,396
22		956	4,472	5,428	7,262

2 対策

(1) 法律による規制

わが国では、環境に関する基本的な考え方や環境の保全に関する施策の基本は環境

基本法において定められている。この法律の基本理念に基づき循環型社会形成推進基本法が定められ、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用及び熱回収による循環的な利用、さらには適正な廃棄物の処分が求められている。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設に係る基準などは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められており、さらに、リサイクルを促進するための法律として、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法等が定められている。

また、ごみ、し尿など主として市民の日常生活や事業所の事業活動に伴い排出される一般廃棄物については、本市が定めた処理計画に従って処理が行われている。

(2) 資源化再利用

地球温暖化などの環境問題の観点から、廃棄物中の資源物リユース・リサイクルの促進は、資源の有効利用と焼却量の削減、最終処分場の延命、さらには適正処理の観点から極めて重要である。

ア 資源物(びん・缶・ペットボトル)の分別収集

本市では、昭和49年度からごみの分別収集の開始を契機として資源化再利用について施策を展開しており、現在は家庭系・事業系ともにアルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトルを資源物として分別収集を行い、資源化再利用に努めている。

イ 資源集団回収運動奨励金制度

焼却ごみ量の削減及び資源の有効活用を図るとともに、地域のコミュニティづくりにも寄与することを目的として、新聞、雑誌等の古紙類及び空き缶等の資源を集団回収している子ども会、自治会等の団体にキログラム当たり3円の奨励金を要綱に基づき交付している。対象は、紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)、缶類(アルミ、スチール)、ビン類、布類である。(表 - 129)

表 - 129 登録団体数の推移

年度	18	19	20	21	22
登録団体数(件)	584	595	597	606	609

ウ 紙資源等

資源集団回収運動等でも資源化されていない一般家庭からの古紙類(新聞、雑誌、ダンボール等)を対象として、古紙回収業界の協力を得て、平成8年度から市内の一部の地域においてモデル的に実施してきた「紙資源の日」(月1回の定期回収)を平成11年2月から全市に拡大し、さらに平成17年4月からは「紙類・衣類」の日として定期回収を月2回に増やすなど、古紙等の資源化を推進している。

なお、平成22年度の回収実績は、紙類7,741ト、衣類360トである。

エ 「エコあま君」紙資源リサイクル事業

NPO法人あまがさきエコクラブが中心となり、市内の事業所から排出される事業系古紙を回収し、当該古紙で作成したトイレトペーパー(エコあま君ロール)を古紙の排出業者を中心に販売するという循環完結型リサイクルシステムを実施しており、市としても協働の取組として、また、当該システムを促進し補強する観点

からも、支所等の古紙をリサイクルし、市内公衆便所等でトイレットペーパーとして使用している。

(3) ごみの発生抑制

ごみの減量、資源の有効利用を図るうえで、最も重要なことは、ごみを排出しないことである。そのためには、ごみ問題に対する認識を深め、買物など日常生活の中でごみに対する意識を持つことが大切である。

ア さわやか指導員制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の「廃棄物減量等推進員」の規定に準じて、本市におけるごみの減量・再資源化等の対策を強化し適正なごみ処理を図るため、市民が主体となって、ごみ減量の啓発や資源集団回収運動の推進等に指導的役割を果たす「さわやか指導員」を要綱により設置している。平成22年度は717人に委嘱している。

主な役割は、次のとおりである。

- (ア) ごみ減量の啓発に関すること。
- (イ) 再資源化・リサイクル運動の推進に関すること。
- (ウ) ごみの排出のマナーに関すること。
- (エ) 資源物の分別に関すること。
- (オ) 地域における「ごみ教室」の開催に関すること。
- (カ) その他ごみ減量・再資源化に関する必要な事項。

イ ごみ教室の開催

ごみに対する認識と理解を深めてもらうため、ごみの出し方、分別の仕方、ごみ処理の流れ、リサイクルの仕組み、ごみ問題の現状などについて、地域や事業所からの要請に基づき、ごみ教室を開催している。

ウ マイバッグ運動の推進

スーパー等で買物の際に受け取る袋(レジ袋)の削減に向けて、買物には買物袋を持参するマイバッグ運動を推進するため、市民、事業者、関係団体等と連携してキャンペーンや広報誌等によるPRを行なっている。また、平成20年10月及び平成21年9月には、レジ袋の削減を目指してマイバッグ等の持参を促進するため、「レジ袋削減等に関する環境協定」を、事業者、尼崎市地球温暖化対策推進協議会、尼崎消費者協会、あまがさきごみ減量作戦推進会議及び尼崎市の5者で締結した。

エ 子どもごみマイスター制度

環境に配慮できる人材を育成する理念に基づき、児童のごみ減量・リサイクルへの取組みを評価し、継続的に意欲を高めることにより、環境保全に対する意欲の醸成及び主体的な行動力を養成することを目的として実施している。

主な内容は、次のとおりである。

- (ア) ごみ出前教室「マイスタースクール」の実施
- (イ) ごみ減量啓発冊子の作成及び配付
- (ウ) ごみマイスター称号の付与

第3節 産業廃棄物

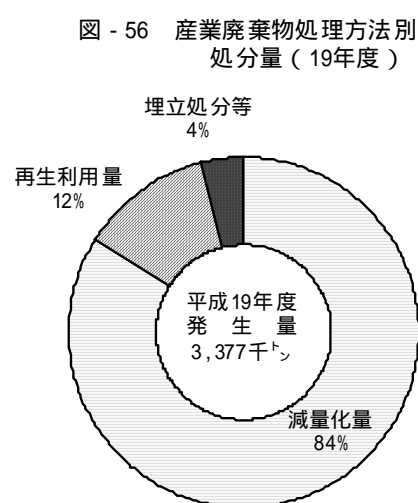
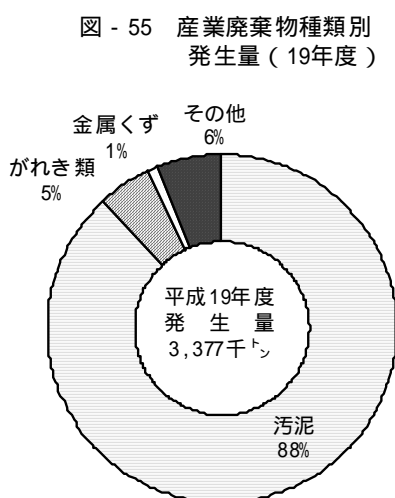
1 現 状

(1) 産業廃棄物の排出及び処理状況

ア 産業廃棄物排出量推計

市内事業所の生産活動等に伴い、平成19年度に発生した産業廃棄物の量は3,377千トン(推計値)であり、このうち、417千トン(12%)が再生利用され、2,838千トン(84%)が中間処理によって減量され、残りの122千トン(3.6%)が埋立処分等された。

種類別にみると、汚泥が2,980千トン(88%)、がれき類が157千トン(5%)、金属くずが37千トン(1%)となっている。(図 - 55、56)



産業廃棄物については、焼却炉からのダイオキシン類の発生や最終処分場の逼迫、不法投棄の増大等といった問題が全国レベルで生じており、これらの課題を解決し、従来の多量廃棄型の社会から循環型社会へと転換していくためには、廃棄物の排出量の抑制やリサイクルの推進に社会全体で取り組んでいく必要がある。(表 - 130)

表 - 130 産業廃棄物排出量と処理・再資源化量の経年経過(推計)

年度	総発生量		再生利用量		減量化量		埋立処分量	
	尼崎市	全国	尼崎市	全国	尼崎市	全国	尼崎市	全国
	千トン	億トン	千トン	億トン	千トン	億トン	千トン	億トン
7	3,428	3.94	784	1.5	2,386	1.8	256	0.7
10	3,186	4.08	351	1.7	2,638	1.8	197	0.6
13	3,248	4.00	362	1.8	2,740	1.8	146	0.4
16	2,799	4.17	343	2.1	2,417	1.8	39	0.3
19	3,377	4.19	417	2.2	2,838	1.8	122	0.2

イ 処理施設の状況

産業廃棄物の減量化、安定化等の処理をする産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条許可施設に限る。以下同じ。)の市内設置数は、平成22

年度末現在61施設であり、その内訳は排出事業所の自社処理施設が15施設、処理業者の施設が45施設、公共の施設が5施設である。(表 - 131)

産業廃棄物処理施設の新設又は一定以上の構造・規模の変更にあたっては、あらかじめ許可申請を行わなければならないことになっており、平成22年度は新規設置及び変更許可申請は2件となっている。(表 - 132)

平成17年3月の『「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」において平成16年度中に講ずることとされた措置について』の通知より、水処理工程の一部として組み込まれた脱水汚泥施設は産業廃棄物の処理施設として扱わないことが明確化されたため、当該通知に該当する汚泥の脱水設備の廃止届が提出され、設置数が大幅に減少した。(表 - 133)

表 - 131 産業廃棄物処理施設数(平成22年度末現在)

種 類		事業者	処理業者	公共	計
1	汚泥の脱水施設	0	1	3	4
2	汚泥の乾燥施設	0	3	1	4
3	汚泥の焼却施設	2	1	0	3
4	廃油の油水分離施設	1	6	0	7
5	廃油の焼却施設	2	3	0	5
6	廃酸または廃アルカリの中和施設	0	0	0	0
7	廃プラスチック類の破碎施設	1	8	0	9
8	廃プラスチック類の焼却施設	1	4	0	5
8-2	木くずまたはがれき類の破碎施設	0	18	0	18
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0	0
10	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0
11	シアン化合物の分解施設	3	0	0	3
12	廃PCB、PCB汚染物またはPCB処理物の焼却施設	0	0	0	0
12-2	廃PCB、PCB処理物の分解施設	0	0	0	0
13	PCB汚染物、PCB処理物の洗浄施設	0	0	0	0
13-2	産業廃棄物の焼却施設	1	1	0	2
14	イ 産業廃棄物最終処分場(遮断型)	0	0	0	0
	ロ 産業廃棄物最終処分場(安定型)	0	0	0	0
	ハ 産業廃棄物最終処分場(管理型)	0	0	1	1
計		11	45	5	61

表 - 132 処理施設申請件数の経年経過

区分	内容	18		19		20		21		22	
		事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者
処理施設	新規申請	0	1	0	1	0	0	2	0	0	2
	変更申請	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0

表 - 133 中間処理施設設置状況の経年経過

種類 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
汚泥の処理施設	73	65	62	60	24	14	12	12	13	11
廃油の処理施設	11	11	11	10	10	10	10	10	12	12
廃プラ処理施設	20	20	20	19	18	18	15	14	13	14
シヤンの処理施設	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
その他の処理施設	*15	*18	*18	*18	*19	*19	*20	*19	*19	*20
合計	122	117	114	110	74	64	60	58	61	60

* 法令改正に伴う、みなし許可施設(木くず又はがれき類の破碎施設)12施設を含む。

2 対策

(1) 法律による規制

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理(適正な委託による処理を含む。)しなければならない。また、自ら処理を行う場合には、収集、運搬及び処分等に関する基準に、他人に処理を委託する場合には、委託に関する基準にそれぞれ従わなければならない。

なお、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まり、産業廃棄物の不法投棄による環境汚染等に対処するため、平成9年6月18日に廃棄物処理施設に係る規制の見直しや不法投棄対策を柱とする総合的な対策を講じるための改正法が公布(第1次施行平成9年12月17日、第2次施行平成10年6月17日、第3次施行平成10年12月1日)された。

さらに、平成9年8月29日に政令改正(同年12月1日施行)があり、特に社会的な環境汚染問題となっているダイオキシン類に関して、排ガス中のダイオキシン類濃度について基準を設ける等排出削減対策が強化されている。

平成12年6月2日には、適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の野外焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるための改正法が公布された。(第1次施行平成12年6月2日、第2次施行平成12年10月1日、第3次施行平成13年4月1日)

平成17年1月1日より「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号)(以下、自動車リサイクル法と称す)が施行された。

これにより使用済自動車は、金銭的価値に関わらず全て廃棄物となり、使用済自動車を扱う事業者は自動車リサイクル法に則した業務・手続き(自治体の許可の取得等)を行うことが必要となった。

ア 産業廃棄物処理施設の設置許可制度

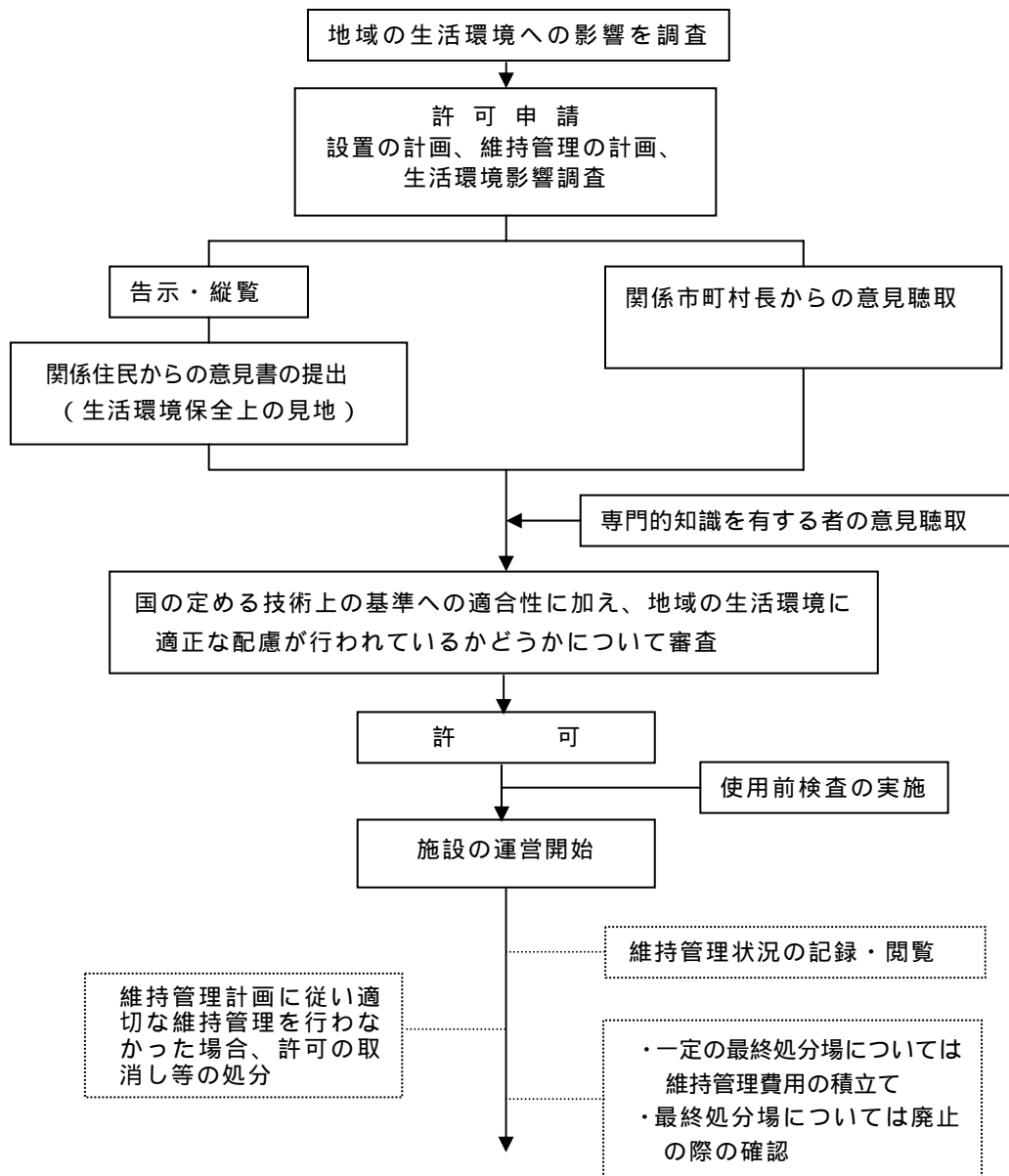
汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の焼却施設など一定の産業廃棄物を処理する施設で、一定規模以上の能力を持つ産業廃棄物処理施設を設置する場合は、知事(本市の場合は市長、以下「知事等」という。)の許可を受けなければならないこととなっている。

さらに、焼却施設、廃石綿等溶融施設、廃PCB等分解・洗浄等施設及び最終処分場を設置する場合には、知事等は設置許可にあたって、あらかじめ申請書等を告示縦覧し、関係市町村長の意見を聴く他、設置に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものかについて、専門的知識を有する者の意

見を聴かなければならないこととなっている。(図 - 57)

また、平成22年5月19日の法改正により、焼却施設、廃石綿等溶融施設、廃PCB等分解・洗浄等施設及び最終処分場の設置許可を受けた者は、5年3ヶ月以内ごとに、当該施設ごとに構造基準に適合しているかについて、検査を受けなければならないこととなっている。(平成23年4月1日施行)

図 - 57 施設の設置手順のフロー



(注) 上記の手続きは政令で定める施設(焼却施設、廃石綿等溶融施設、廃PCB等分解・洗浄等施設及び最終処分場)の場合であり、その他の施設では 必要

イ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の記録、閲覧制度

焼却施設、廃石綿等溶融施設、廃PCB等分解・洗浄等施設及び最終処分場の設置者は、施設の維持管理に関し定められた事項（焼却施設では処分した廃棄物、燃焼ガス温度、排ガス中のダイオキシン類濃度等を、廃石綿等溶融施設では処分した廃棄物、溶融炉内温度、排ガス中の石綿濃度、溶融処理生成物中の石綿含有の有無等を、廃PCB等分解・洗浄等施設では、処分した廃棄物、反応設備内の温度・圧力、放流水中のPCB含有量等を、また、最終処分場では、処分した廃棄物、放流水の水質検査、遮水工の点検等）を記録し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表する（平成23年4月1日施行）と共に、これまでどおり記録簿も施設等に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないこととなっている。

ウ ダイオキシン類削減対策

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、設置にあたり許可を要する焼却施設の規模を引き下げるとともに、許可対象施設の構造基準及び維持管理基準が強化された。

また、野焼きを防止するため、施設の規模にかかわらず廃棄物を焼却する際に遵守しなければならない処理基準（焼却設備の構造及び焼却の方法）が明確化されている。

表 - 134 廃棄物焼却炉に関して許可施設に適用されるダイオキシン類排出濃度基準

処理能力	新設焼却炉の基準	既設焼却炉の基準
		平成14年12月1日以降
4t/h 以上	0.1 ng/m ³	1 ng/m ³
2t/h～4t/h	1 ng/m ³	5 ng/m ³
2t/h未満	5 ng/m ³	10 ng/m ³

は、火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が200kg/h以上の施設

エ PCB廃棄物対策

平成13年7月に施行された「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに保管状況等に関する届出をしなければならない他、平成28年度までに処理することが義務付けられている。

また、国は全国を5ブロックに分け、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が事業主体となって期間内に全量処理を行うとしており、近畿圏については、平成18年10月から舞洲地区（大阪市）において処理施設が稼働している。

なお、本処理施設は高濃度PCB廃棄物を処理対象物としており、対象外である低濃度PCB廃棄物及びPCB汚染物については、平成22年度末現在、環境省の認定により処理ができる施設は3施設あり、今後も増加する見込みである。

本市における保管状況は、表-135のとおりである。

表 - 135 PCB廃棄物の保管状況（21年度末現在）（単位 台）

高圧コンデンサ	低圧コンデンサ	トランス	安定器	その他
3,492	6,675	299	18,231	434

オ 産業廃棄物の保管量等の規制

産業廃棄物を不適正に保管し、あるいは処分が目途もないのに長期間保管することによる生活環境への支障を生じさせないため、排出事業者や処理業者は、産業廃棄物を運搬途上に保管施設で保管する場合、あるいは中間処理施設において処理するまでの間保管をするに際して、保管施設の構造等の基準、保管量の上限及び保管の高さ制限についての基準に従い、生活環境の保全上支障のないように産業廃棄物を保管しなければならないことになっている。

カ 措置命令及び生活環境保全上の支障の除去等の措置

(ア) 措置命令の対象の拡大

産業廃棄物の処分が、産業廃棄物処理基準に適合しない方法で行われたことにより生活環境保全上の支障が生ずる場合等において、知事等は、この処分を行った者等に対して、期限を定め、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ずることができる。

この措置命令の対象となる者として、当該処分を行った者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付をしなかった者等も該当する。

(イ) 生活環境保全上の支障の除去等の措置

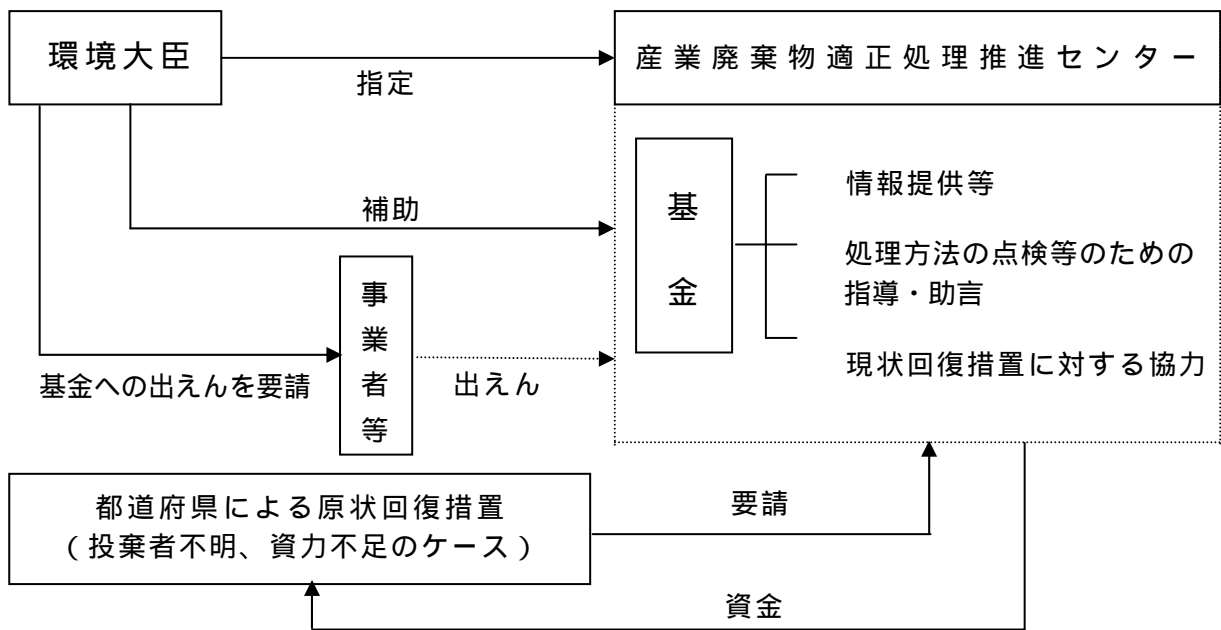
生活環境保全上の支障が生ずる場合等で、行為者が支障の除去をしない場合等は、知事等は次のいずれかに該当すると認められるときは、命令書に自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる旨、及び自ら措置を講ずるのに要した費用を当該処分者等に負担させることができる旨を記載することで、知事等が行為者に代わり支障の除去ができるようになっている。

命令を受けた処分者等が期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。

なお、知事等は自ら支障の除去等の措置を講じようとするときは、産業廃棄物適正処理推進センターに協力を求めることができる。（図 - 58）

図 - 58 原状回復の仕組みについて



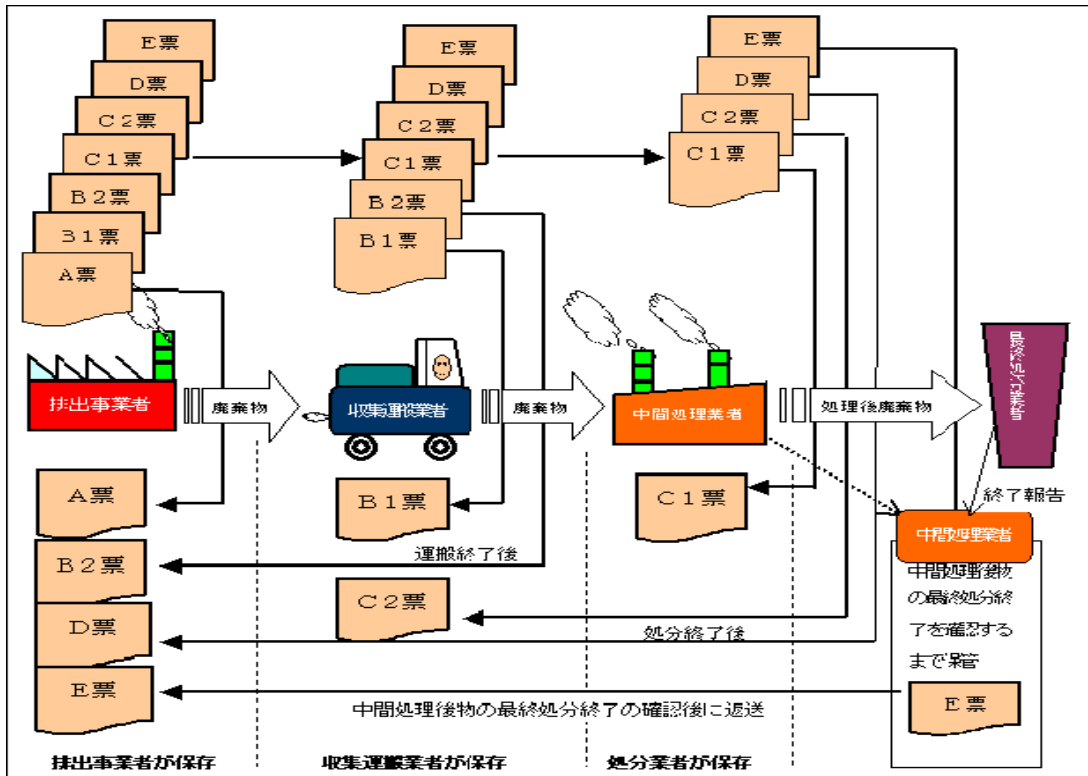
キ 産業廃棄物管理票制度

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理に対処するため、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託しようとする排出事業者は、その産業廃棄物を受託者に引き渡す際に産業廃棄物の種類、数量、運搬又は処分を受託した者の氏名等を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならないことになっている。(図 - 59)

また、排出事業者は、委託した産業廃棄物の運搬又は処分が終了したことを返送された管理票の写しにより確認し、その管理票の写しを5年間保存することとなっている。

なお、排出事業者は、前述の管理票に代えて、電子マニフェストシステム(環境大臣が指定する情報処理センターの電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者、収集運搬業者、処分業者がマニフェスト情報を報告・管理するシステム)を利用することができる。

図 - 59 廃棄物処理委託時の管理票（マニフェスト）の動き



(2) 立入指導等の状況

ア 立入指導等

産業廃棄物の不法投棄や不適正な燃焼行為など、生活環境保全上支障が生じる行為を防止するため、立入指導等を行った。(表 - 136)

表 - 136 産業廃棄物立入指導等の経年経過

区分 \ 年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
監視指導	222	361	232	287	258	255	200	185	148	136
収集業・処分業 施設許可等審査	26	29	58	49	33	16	12	25	22	28
苦情等	19	17	33	68	35	23	27	23	19	36
計	267	407	323	404	326	294	239	233	189	200

イ 立入検査

産業廃棄物のより適正な処理を推進するため、産業廃棄物排出事業所への立入検査を行い、保管基準や委託基準などの各種基準の遵守とともに必要な改善措置を講じるよう指導した。(表 - 137)

表 - 137 事業所立入検査による指導状況（平成22年度）

項目 区分		保管基準	委託基準	委託契約	マニフェスト
		調査件数	20	21	21
適合状況	適合件数	14	20	16	20
	適合率(%)	70	95	76	95

備考1 適合率 = (適合件数 / 調査件数) × 100

2 事業場によって調査項目が異なるため、調査件数は一定ではない場合がある。

3 適合とは、産業廃棄物に係る基準等に適合していた件数を示す。

ウ 産業廃棄物の分析件数

有害な産業廃棄物の適正処理と資源化再利用を促進するため、汚泥、鉍さい等の分析を行い、必要に応じて処理工程の見直し等を指導している。平成22年度については、汚泥を中心に19事業所から20検体のサンプルを採取し分析した。(表 - 138)

表 - 138 産業廃棄物の分析結果（平成22年度）

項目 区分	総水銀	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	シアン	P C B	セレン	その他	計
	検体数	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	19 (0)	19 (0)	20 (0)	119 (0)

備考1 その他の項目を除き、判定基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」による。

2 () は、判定基準を超えた件数を示す。

エ 処理業の許可業者数

産業廃棄物のすべてを事業者自ら処理することには限界があり、産業廃棄物処理業者にその処理を委託するケースが多くなっている。平成22年度末までに市長が許可した産業廃棄物処理業許可業者は延べ2,532業者で、収集・運搬業のみの許可業者が98%を占めている。(表 - 139)

表 - 139 産業廃棄物処理業の許可業者数（平成22年度末現在）

業種 区分	市内		市外		計	
	普通	特別管理	普通	特別管理	普通	特別管理
収集運搬	278	14	1,963	227	2,241	241
中間処理	30	3	14	3	44	6
埋立処分	0	0	0	0	0	0
海洋投入処分	0	0	0	0	0	0
小計	308	17	1,977	230	2,285	247
合計	325		2,207		2,532	

備考 区分欄の市内、市外については、産業廃棄物処理業者の本店所在地の区分による。

収集運搬業者数と中間処理業者数の経年経過は、表 - 140のとおりである。収集運搬業者については毎年平均約100業者ほど増え続けてきていた。

しかし、平成22年5月19日の法改正で許可制度が見直しされ、平成23年4月1日以降

は、収集運搬業（積替え保管なし）については、都道府県の許可があれば当該都道府県内全域で業を行うことができるようになったことで、本市の新規、更新許可申請が控えられ、平成22年度末の許可業者数は減少している。

表 - 140 収集運搬業、中間処理業許可業者数の経年経過

業種	年度				
	18	19	20	21	22
収集運搬業許可業者数	2,290	2,396	2,513	2,600	2,482
中間処理業許可業者数	49	49	50	48	50
合計（延べ）	2,339	2,445	2,563	2,648	2,532

備考 各業者数は、特別管理産業廃棄物処理業者数を含む。

産業廃棄物処理業の許可申請については、新規許可、変更許可及び更新許可の3種類の申請がある。平成22年度については、収集運搬業及び処分業を合わせて新規許可申請は127件、変更許可申請については24件、また、更新許可申請については265件となっている。（表 - 141）

表 - 141 許可申請件数及び変更届出件数状況（平成22年度）

申請種類	業区分	産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	小計	計
新規	収集運搬業	113	11	124	127
	処分業	3	0	3	
変更	収集運搬業	20	2	22	24
	処分業	1	1	2	
更新	収集運搬業	236	21	257	265
	処分業	8	0	8	
変更届	処理業	1,313	199	1,512	

オ 自動車リサイクル法の登録・許可業者数

本市における登録・許可業者数は表 - 142のとおりである。

表 - 142 自動車リサイクル法の登録・許可業者数（平成22年度末現在）

業区分	登録業者		許可業者	
	引取業者	フロン類回収業者	解体業者	破碎業者
事業者数	141	34	4	4

カ 行政処分等

本市における行政処分等の状況は表 - 143のとおりである。

表 - 143 行政処分等（平成22年度）

項目	文書指示		改善指示・警告等		改善命令		措置命令		施設使用停止、業務停止		施設、処理業許可取消し	
	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者	事業者	処理業者
件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5

(3) 資源化再利用

産業廃棄物の減量化と貴重な資源の確保のため、紙くず、金属くず等はもちろんのこと、がれき類や廃酸等広い範囲で資源化再利用が行われている。(表 - 144)

表 - 144 産業廃棄物の資源化再利用状況(市内発生分) (単位 千ト)

区 分 \ 年 度	10	11	12	13	14
有価物質等	49(1)	40(1)	54(2)	38(1)	38(1)
再(生)利用量	302(8)	329(10)	309(7)	324(10)	330(10)
合 計	351(9)	369(11)	359(9)	362(11)	368(11)

第4節 大阪湾フェニックス計画

大阪湾フェニックス計画に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)によって、尼崎市東海岸町地先に尼崎沖広域処分場が設置され、平成2年より廃棄物が搬入されている。また、本市においても市内で発生する廃棄物の最終処分場として利用している。

なお、廃棄物の継続的な処分の必要性から、新規処分場として、神戸沖広域処分場を新たに設置する大阪湾フェニックス基本計画変更案が平成9年3月31日に大臣認可され、平成14年1月から廃棄物の受け入れを行っている。

受入廃棄物は、センターで定める受入基準に適合する一般廃棄物、産業廃棄物、建設現場からの陸上残土及び港湾事業によるしゅんせつ土砂となっている。

また、廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、廃酸、廃アルカリ、廃油及び特別管理廃棄物の受入は行われていない。

埋立状況及び埋立容積は、次のとおりである。(表 - 145、146)

表 - 145 尼崎沖広域処分場埋め立て状況(容積集計) (単位 千m³)

年度	H元～H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	合計
管理型	4,976	54	41	37	4	5	5	7	0	81	5,210
安定型	9,463	336	378	513	526	456	398	334	298	174	12,876

表 - 146 尼崎沖広域処分場埋め立て状況(平成22年度末現在進捗率) (単位 千m³)

	計画量	実績量	補正率	実埋立量	進捗率
管理型	4,782	5,210	0.823	4,288	89.7%
安定型	11,000	12,876	0.823	10,597	96.3%

備考 1 埋立容積15,782千m³ (内訳)管理型区画4,782千m³、安定型区画11,000千m³

2 管理型区画及び安定型区画の実埋立量は現地実測調査結果により実績量に0.86の率で補正している。

3 進捗率(%) = (実埋立量 ÷ 計画量) × 100

尼崎沖広域処分場の監督官庁である本市は、平成22年度は年間に9回尼崎沖広域処分場に立ち入り、埋立処分及び処分場維持管理が適切に行われているか監視指導している。

また、立入時には廃棄物、排水処理原水・処理放流水等15検体558項目の分析を行い、その結果に基づき廃棄物の受入及び処分場の維持管理の指導を行っている。